

北九州マイスター技能伝承倶楽部

「北九州マイスター」が持つ技術を地域企業に伝授し、ものづくり人材の育成および地域企業の技術力向上、さらに地域のものづくり力量を増進するため、マイスターに認定者された有志により、平成24年4月21日、「北九州マイスター技能伝承倶楽部」が発足されました。

同倶楽部では、市内外の企業・団体等からの依頼を受け、マイスターが直接技術指導を行います。

【技術指導項目】

溶接、機械加工（旋盤・フライス盤・マシニング等）、研削加工、仕上げなど、「北九州マイスター」の認定技能

※詳しくは、別添の「北九州マイスターヘルプデスク事業実施要綱」をご参照ください。

【技術指導費用】

指導時間 技術指導料

半日 <午前：9時～12時>または<午後：13時～16時> 20,000円

1日 <午前：9時～12時、午後：13時～16時> 40,000円

※北九州市内の中小企業（本社および事業所所在地）の場合、北九州市から技術指導料の1/2は補助金の申請ができます。

※北九州市からの補助については、回数および上限額の制限があります。

※北九州市外企業への技術指導の場合、上記金額に比べ、旅費（実費）が必要です。

※技術指導に必要な材料および工具等については、全てご準備ください。

【注意事項】

1. 本事業は、北九州マイスター認定者から教育訓練・技術指導・アドバイス等が受けられるものであり、製品（商品）の製作などは行えません。
2. 依頼内容によっては、対応できないこともあります。
3. 本依頼書にてご申請を頂いたあと、担当者よりご連絡致します。また場合によっては、事前にお打ち合わせをさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。
4. 機会の公平性の理由により、派遣回数を制限させて頂く場合があります。
5. 実技指導場所が必要な場合は、各種紹介ができますので、事務局までご連絡ください。
※費用が別途発生します。
6. 本申込みが派遣決定ではありません。派遣決定は、「マイスター技術指導決定通知書」

をもって決定と致します。

7. 本技術指導により知り得た、御社の技術および営業に関する秘密情報に関しましては、御社の許可無く発表、公表、漏洩、利用は致しません。但し協業で確立した技術においてはこの限りではありません。

8. 技術指導当日のキャンセルは1日分の技術指導費用を申し受けます。

9. 本派遣事業を通じて生じた損害賠償請求等については、技術指導する北九州マイスター、北九州マイスター技能伝承倶楽部（事務局を含む）、北九州イノベーションギャラリー、北九州市は一切責任を負いません。また、技術指導中もしくは指導後の機械等の故障についても一切責任を負えませんので予めご了承下さい。

【問い合わせ先】

北九州市産業経済局雇用政策課

TEL: 093-582-2419